

令和 7 年 3 月のガイドライン改定のポイントについて



1. マイナンバー利用事務系に係る画面転送の方式について

- 「国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会報告書」（2024年 6 月）において「一人一台端末」の考え方が示されたことを受けて、ガイドラインの別紙として、現在のガイドラインに規定している対策や製品の動向を踏まえた方式を示す。
- 総論として、各団体の状況に応じ、利便性とコスト、リスク、セキュリティ等を総合的に勘案して、本別紙で規定している画面転送の方式の採用について判断することなどを規定。



2. 無線LAN利用の要件について

- 令和 6 年地方分権改革に関する提案を踏まえ、LGWAN接続系やマイナンバー利用事務系における無線LAN利用の要件について規定。
- マイナンバー利用事務系については、LGWAN接続系における対策に加え、番号法に基づく特定個人情報に関する安全管理措置の実施のための対策を追加で規定。



3. 機器等の調達について

- 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改定に合わせ、インターネットプロトコルを使用する通信機能を持つ製品の調達について、「IoT製品に対するセキュリティ適合性評価制度構築方針」（令和 6 年 8 月）に基づき構築されたセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）上の、適合ラベルの取得状況が参考になること等を規定。



4. インシデントの対応について

- 機器の脆弱性により不正アクセスがあった事案を踏まえ、再発防止のためのパッチ適用の判断、相談先の確保について規定。